

障害福祉サービス事業の動向について

- 令和元年10月1日からの改正について
 1. 報酬改定
 2. 就学前障がい児の発達支援の無償化

- 平成31年4月1日からの改正について
 1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修等の改定
相談支援専門員の研修の改定（令和2年4月1日から）
 2. 児童指導員の資格要件等の改正

- その他
 1. 受動喫煙対策のための健康増進法改正（敷地内・屋内禁煙）
 2. 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
 3. 情報公表制度の協力依頼

（令和元年11月 愛媛県・松山市 集団指導資料）

1

2019年4月～改正

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の改定

※ この資料は、国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施する令和元年度「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修」
「相談支援従事者指導者養成研修会」資料を基に作成しています。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

（配置基準）

【サービス管理責任者】

- 障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援・・・利用者60人:1人
 - ※ 利用者数61人以上の場合、越えた利用者40人:1人をさらに配置
 - ※ 就労定着支援は、一体的に提供する就労移行支援事業所等との合計利用者数に対して配置
 - ・自立生活援助、グループホーム・・・利用者30人:1人
 - ※ 利用者数31人以上の場合、超えた利用者30人:1人をさらに配置

【児童発達支援管理責任者】

- 障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

（経緯）

【サービス管理責任者】

- 平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。

【児童発達支援管理責任者】

- 平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

※ 児童発達支援管理責任者は、平成29年4月1日以降、実務経験のうち、3年以上は障がい児・者又は児童に対する実務が必要（既存の事業所における経過措置は平成30年3月31日までで廃止）

（その他）

事業開始後1年間は実務経験者について研修終了していなくてもよい経過措置は平成31年3月31日までで廃止

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の改定について

1. 研修体系の見直し

○ 共通基盤の構築等の観点から、**サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一**し、共通で実施する。

※ 各分野等において必要な知識や技術は、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。

○ 一定期間毎の知識や技術の更新、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図るため、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**に分ける。

○ **実践研修、更新研修の受講に一定の実務経験の要件(注)**を設定し、実践研修修了者(又はそれ以降5年毎の更新研修修了者)がサービス管理責任者等の研修要件を満たすこととする。

(注) 実践研修、更新研修を受講するための実務経験の要件

- ・実践研修：基礎研修修了日以後、実践研修受講開始までの過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

※ 令和元年度から令和3年度までの基礎研修修了者は、実務経験の要件を満たせば、基礎研修修了日後3年間は実践研修を修了していなくてもサービス管理責任者等として配置を認める経過措置。

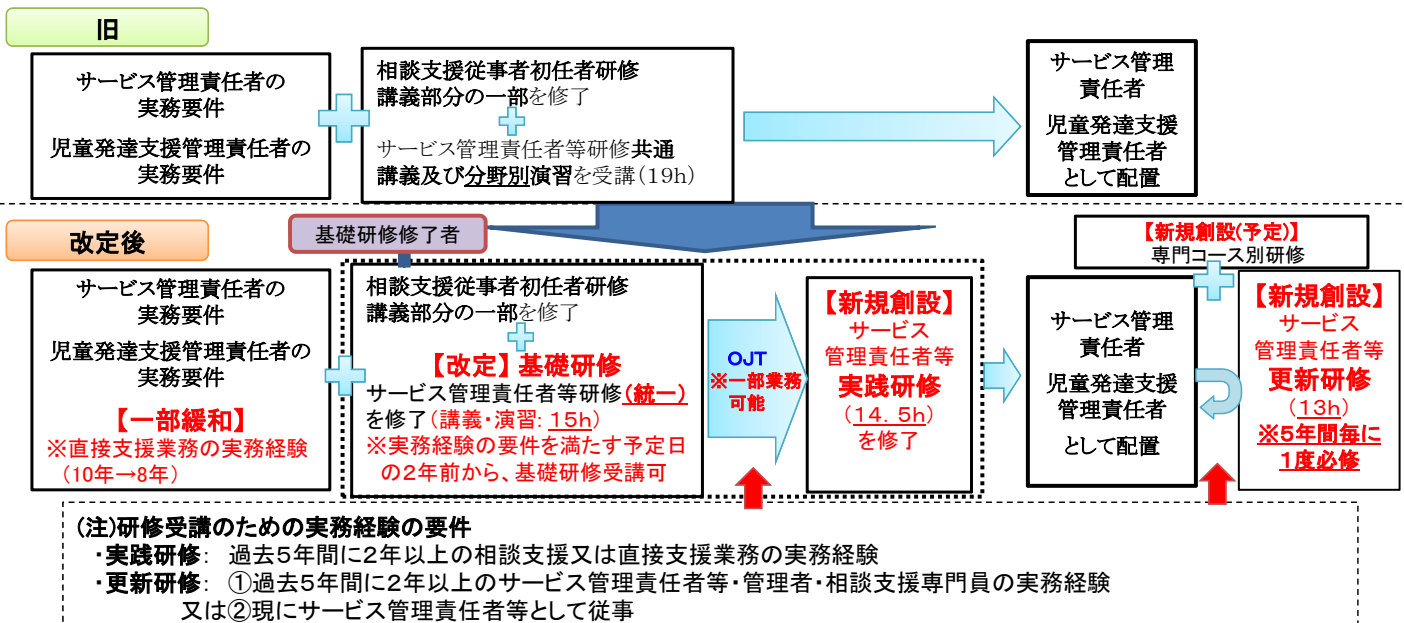
※ **旧体系の研修受講者は、令和5年度末までに更新研修の受講が必要。**

○ 基礎研修修了時点で、サービス管理責任者等の一部業務(個別支援計画の原案の作成、2人目のサービス管理責任者等としての配置)を可能とする。

2. 実務経験の一部緩和

○ **直接支援業務による実務要件(無資格者)を10年⇒8年に緩和。**

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の改定について



経過措置

※ 令和元年度から新体系による研修開始(実践研修は令和3年度から研修開始予定)

- ① 基礎研修修了者で実務要件を満たす者(R3年度末までの基礎研修修了者のみ)
基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了せずに、サービス管理責任者等の研修要件を満たす。
- ② 旧体系のサービス管理責任者等研修修了者
施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として勤務可能。

配置時の取扱いの緩和等(基礎研修修了者)

基礎研修修了者は、2人目以降のサービス管理責任者等としては配置可能。
個別支援計画の原案の作成が可能。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分) ※令和元年9月10日相談支援専門員研修告示改正に併せて改正		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習(旧)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 比較表

※サビ管等・・・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

旧研修制度(～平成31年3月31日)	新研修制度(平成31年4月1日～)
実務経験の緩和等	
<ul style="list-style-type: none"> ○直接支援業務(無資格)10年 ○実務要件を満たして研修受講 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務5年 ・直接支援業務(有資格)5年 ・直接支援業務(無資格)10年 ・国家資格者による相談・直接支援業務3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接支援業務(無資格)8年 ○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務5年→3年 ・直接支援業務(有資格)5年→3年 ・直接支援業務(無資格)8年→6年 ・国家資格者による相談・直接支援業務3年→1年 ○基礎研修修了日以降で、過去5年間に2年以上の実務経験を経て実践研修を受講
配置時の取扱いの緩和(基礎研修修了者)	
<ul style="list-style-type: none"> ○研修修了後にサビ管等として従事可能 ○個別支援計画はサビ管等のみが作成可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサビ管等が1名配置されている場合、基礎研修修了者を2人目以降のサビ管等として配置可能 ○基礎研修修了者は、個別支援計画の原案を作成可能
研修分野統合による緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○修了した分野研修のサビ管等にのみ従事可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○全分野(児童発達支援管理責任者含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○全分野のサビ管等として従事可(H30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす)

※サビ管等・・・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

No.	質問	回答
1	平成30年度までにサビ管研修(分野別)及び児発管研修を修了した者の取扱いはどうなるのか。	新制度の「実践研修」修了者とみなす。そのため、引き続きサビ管等として配置可能。ただし、令和5年度末までに更新研修を受講する必要がある。
2	分野が統一になるが、他の分野のサビ管等になりたい場合はどうするのか。	「実践研修」修了者(みなし含む)は、分野の概念がないため、すべての分野のサビ管として配置可能。ただし、児発管とサビ管は実務要件が異なるため、実務要件を満たしている場合は従事可能。
3	「更新研修」を5年間以内に受講しなかった場合、サビ管等としての資格はどうなるのか。	サビ管等としての資格は失効となる。しかし、「実践研修」を修了することで再びサビ管等として従事可能。
4	「基礎研修」を修了した者の取扱いはどうなるのか。	人員基準上の2人目のサビ管等として配置可。個別支援計画の原案が作成可能。
5	「基礎研修」を受講しても、サビ管等として従事することはできないのか。	経過措置として、R元年度～R3年度の基礎研修受講者に限り、実務要件を満たしていれば、基礎研修修了後3年間は「実践研修」を修了していなくてもサビ管等として従事可能。

基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

更新研修: **自己検証**
 施策の最新の動向、自己検証、スーパーバイズ

5年毎
 サービス(児童発達支援)管理責任者として継続

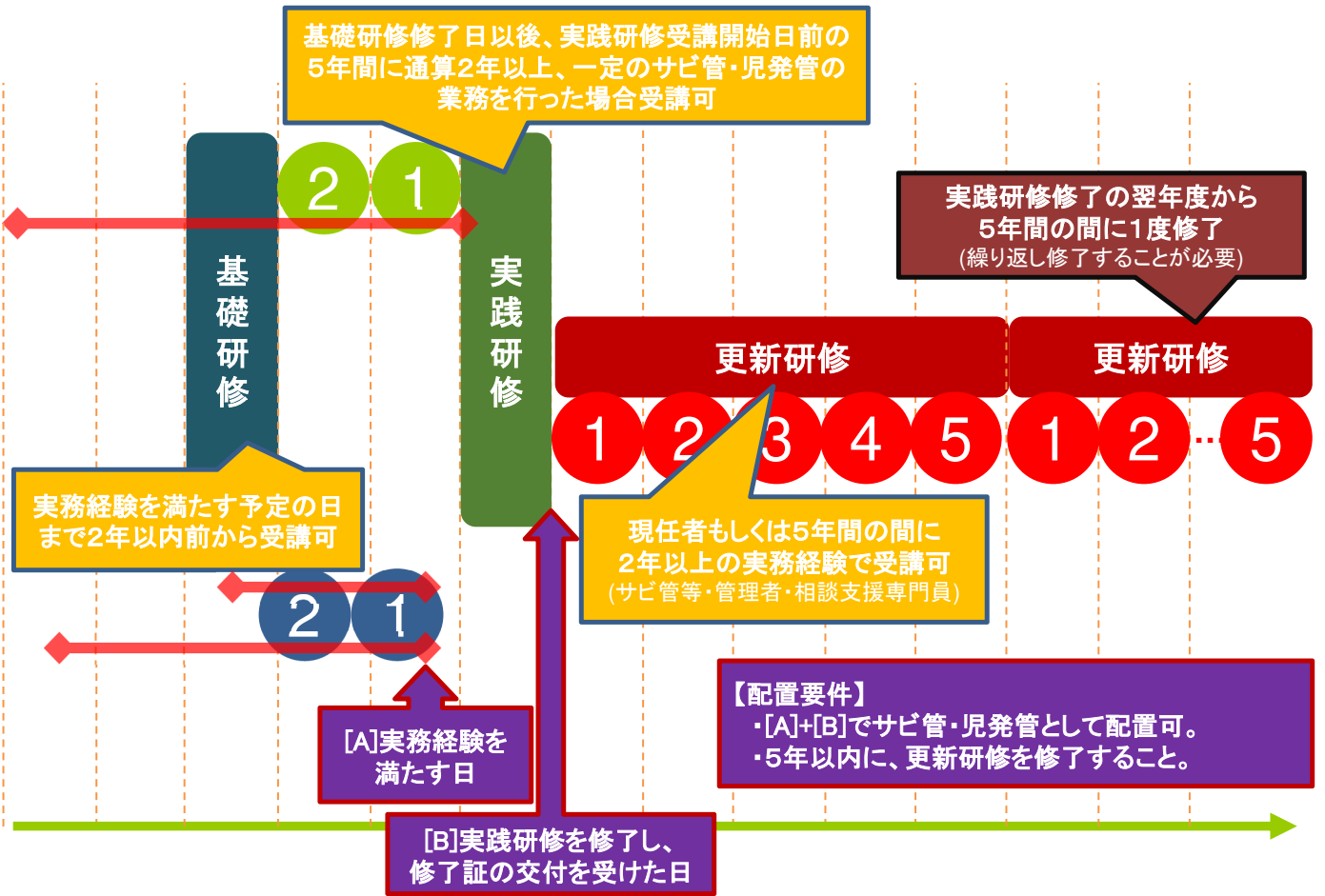
実践研修: **質の向上**
 支援会議の運営、サービス(支援)提供職員への助言・指導、個別支援計画の質の向上

5年等
 サービス(児童発達支援)管理責任者として配置

基礎研修: **プロセス**
 アセスメント、個別支援計画の作成、相談支援専門員との連携、多職種連携

3年等(実務経験を満たす2年前)
 原案作成が可能

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者として配置するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者 ※1	有資格者 ※2	それ以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】 (二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上			
	b 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
e 特別支援学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(二)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 (2) 保育士
 (3) 児童指導員任用資格者
 (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として配置するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設等以外での実務経験が3年以上)		
		国家資格者 ※2	有資格者 ※3	それ以外の者
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ〕	3年以上 ※1	5年以上	5年以上
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一ロ〕			
(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者				
(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。				
(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者				
(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
(5) 学校において相談支援の業務に従事する者				
(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上	
(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者				
(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者				
(5) 学校等の従業者				
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事する者であること。(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
2) 保育士
3) 児童指導員任用資格者
4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2020年4月～予定

相談支援専門員研修の見直しについて

相談支援の質の向上に向けた検討会について(概要)

1 趣旨(要旨)

平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに関して、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行う。

2 スケジュール

- 第6回 平成31年2月14日(木)
- 第7回 平成31年2月28日(木)
- 第8回 平成31年3月21日(木・祝日)
- 第9回 平成31年3月28日(木)

※ これまで行われてきた「相談支援の質の向上に向けた検討会」を継続して実施。

3 議論の取りまとめ(抜粋)

- (1) 相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示、相談支援従事者研修の実施に係る障害保健福祉部長通知に反映した上で、社会保障審議会障害者部会への報告を行う。その後、2020年度から新たな制度の下において相談支援専門員が養成されることを目指し、**2019年度の早期の告示及び通知の発出に向けて所用の手続き等を行う**こととする。
- (2) 今後も、障害当事者、有識者、相談支援専門員等の意見を踏まえ、検討会及び厚生労働科学研究等で、研修制度の質の向上、運用の適正化についての検証及び検討を必要に応じて継続的に実施していくことが必要である。

⇒ **令和元年9月10日告示改正、令和2年4月1日施行予定**

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

1. カリキュラムの見直し

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、**現任研修(更新研修含む)の受講に、一定の実務経験の要件(注)を設定。**
(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)

(注)現任研修(更新研修含む)を受講するための一定の実務経験の要件

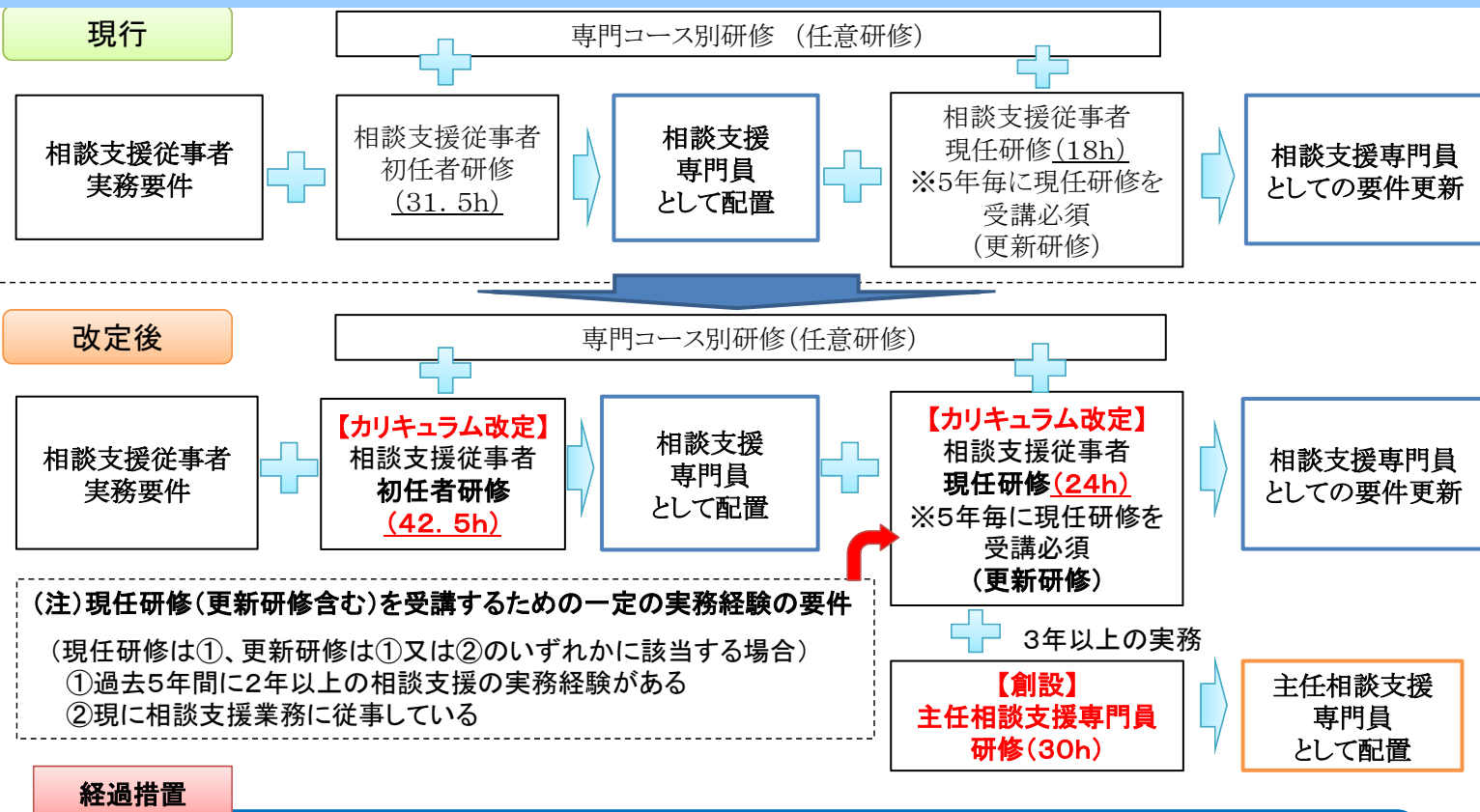
(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
- ②現に相談支援業務に従事している

2. 主任相談支援専門員研修の創設

- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**(平成30年3月22日告示)
(※5年ごとに受講する現任研修に代えて、主任相談支援専門員研修修了でも要件を満たす)

相談支援専門員の研修制度の見直しについて



経過措置

令和2年4月1日前5年間に各研修修了者
研修修了日から5年を経過する日の属する年度末(R6年度末まで)は、(注)現任研修(更新研修含む)を受講するための一定の実務経験の要件を要しない。

相談支援専門員研修のカリキュラムの見直し

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h